



岡山県建設事業費市町村負担金及び 岡山県知事との協議について

令和8年10月14日に岡山県知事から岡山市長に対し面談の申入れがありました。

知事との直接協議についてはかねてより再三にわたり申し入れてきたところであり、今後、協議にむけて日程調整等を行っていきます。

議題についてはアリーナ、フットボールスタジアム及び岡山県建設事業費市町村負担金を予定しています。

これらの議題の中でも、本市と岡山県との間における長年にわたる重要な問題である岡山県建設事業費市町村負担金について、本市の考えをご説明します。

1 内 容

詳細は別紙にてご確認下さい。

【問い合わせ先】

岡山市	都市企画総務課	大野	直通086-803-1367	内線33050
	スポーツ振興課	吉田	直通086-803-1320	内線28050
	政策企画課	青山	直通086-803-1040	内線3585

令和8年 10 月 16 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山市長 大森 雅夫

知事との協議事項について

知事との直接の協議については、かねてより、我々から再三にわたり申し入れてきたところであり、令和8年10月14日付け文書でお知らせいただいた直接の協議を、ぜひ実現したいと考えております。また、公開の場で行うことについても、賛同いたします。

議題として知事より提案のあった、アリーナとフットボールスタジアムについては、市民、県民、そして将来の岡山にとって、非常に重要な事項であると考えております。また、岡山県建設事業費市町村負担金を議題に加えることについても賛同いたします。なお、当該負担金に関する本市の考えについては、別途、本日付け文書でお伝えした通りです。

つきましては、11月第1週を目途に知事との協議の場を設けたいと思いますので、日時、会場、メンバー等についても早急に調整しましょう。

上記3件の議題以外にも、岡山桃太郎空港や後期高齢者医療など、今後、協議しなければならない共通の課題がございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

令和8年10月14日

課名	政策推進課
担当	日笠、大波
内線	2090、2101
直通	086-226-7085

お知らせ

岡山県知事と岡山市長との面談について

先般（8月19日）のトップミーティングにおいて、岡山市長から、知事とコミュニケーションを取りたい、との話がありました。県としては、未来志向で議論するため、県民の関心が高いアリーナとフットボールスタジアムについて、知事と岡山市長で面談したい旨を岡山市に伝えました。

なお、日程・場所等については、今後調整して発表することとしております。

岡山県のナイター照明LED化事業に係る建設事業負担金は岡山市民に不要な負担が生じることから応じられない

1. 令和8年度建設事業負担金請求は地方財政法第27条の趣旨に反する

○LED化事業は維持管理事業であり、建設事業には当たらない。

- ・倉敷市におけるLED化事業は協定を理由に、管理運営事業として負担金を求めている。
- ・国は直轄の道路事業において、同じ内容の事業については維持管理事業と整理し、地方負担を求めている。
- ・平成22年の石井前知事の発言『維持管理にかかる市町村負担金は全廃』に反する。

○岡山県は建設事業であると主張するが、仮に建設事業だとしても岡山市には特別の受益はないことから、地方財政法に基づく負担金請求はできない。一般的利益は、法律上の受益には含まれない。

○なお、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例も不適切。39都道府県は個別協議または負担なし。一律に50%の負担を求める岡山県は突出して高額。また、市町村の承諾を得ず請求しているのは岡山県のみ。

都市公園(補助事業)の市町村負担率(岡山市調べ)

50%	10~20%	個別協議・負担なし
岡山県	7県	39都道府県

2. 令和8年度建設事業負担金請求は令和4年12月の合意違反

○令和4年12月の岡山県知事・岡山市長の合意文書により、負担金の見直しについて協議し、今後はその結論に基づいて支払うという約束をしたが、知事は「何らか顔を立てる必要があるだろうということで合意文書を作った」と会見で発言する等、約束を守ろうとしない。

○合意文書の付属文書には、「なお議論に時間を要するものとして引き続き議論を行うこととし、その場合の負担金の取扱いも含め両者が合意した場合には、当該合意も「結論」に該当し得るものである。」と記載されている。あくまでもすべて「両者の合意」が前提となり、協議が継続中だということをもって条例通りとする記載はない。

地方財政法(抜粋)

(都道府県が行う建設事業に対する市町村の負担)

第二十七条 都道府県が行う土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。

2 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

3 前項の規定による市町村が負担すべき金額について不服がある市町村は、当該金額の決定があつた日から二十一日以内に、総務大臣に対し、異議を申し出ることができる。

地方財政法逐条解説(抜粋)

受益市町村であっても、「受益の限度において」負担させることができるとされているのであるから、負担させられる金額は、当該事業による利益あるいは当該事業によってもたらされる利益を換価した金額をこえるものであってはならない。なお、「受益」の有無については、狭く限定的に解釈すべきである。都道府県が行う建設事業は、通常市町村にとって何らかの利益があるものであり、このような一般的利益は、ここでいう受益には含まれないと解すべきである。したがって、当該市町村が受益市町村であるかどうかは、その市町村に費用を負担させないときは、他の市町村との間に、不公平、不均衡が生じるような場合に限るものと解する。

岡山県建設事業費市町村負担金（都市公園事業）について

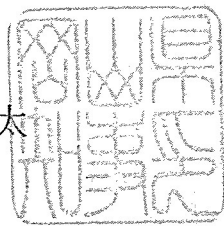
岡山県と岡山市は、市が県に対して見直しを求めている都市公園事業に係る負担金に関し、令和5年度中に結論を得られるよう引き続き協議を行う。令和5年度以降の支払いは、当該結論に基づき行う。

令和4年度の負担金については、市は県の請求に応じて支払う。

令和4年12月15日

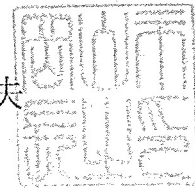
岡山県知事

伊原本 隆太



岡山市長

大森 雅夫



岡山県建設事業費市町村負担金（都市公園事業）に関する協議に係る合意案文のうち、「結論」の示すものについては、以下のとおり認識しています。

- ・岡山県と本市の間で合意できるよう鋭意協議を行った上で、なお議論に時間を要するものとして引き続き議論を行うこととし、その場合の負担金の取扱いも含め両者が合意した場合には、当該合意も「結論」に該当し得るものであること。

(以上)

令和4年12月15日

岡山市副市長 竹中 正博



岡 都 企 第 2 5 5 号

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

(岡山県土木部)

岡山市長 大森 雅夫

(岡山市都市整備局)

都市公園事業に係る令和 8 年度岡山県建設事業費市町村負担金に対する

岡山市の見解について

令和 8 年度岡山県建設事業費市町村負担金については、令和 8 年 8 月 1 2 日付け、岡都企第 1 8 7 号により本市の意見を申し入れたところですが、未だ回答をいただいていないことから、令和 8 年 1 0 月 2 日付け、監第 4 5 5 号での回答も踏まえて、改めて以下のとおり本市の見解を申し述べます。

ついで、令和 8 年 1 0 月 1 4 日付けの貴殿からの申し入れに対する令和 8 年 1 0 月 1 6 日付け回答のとおり、協議の際には、下記についても議題としたいと考えております。

記

1. 都市計画事業に係る令和 8 年度建設事業費市町村負担金を請求することは、地方財政法第 2 7 条の趣旨に反する。

(1) 岡山県総合グラウンド陸上競技場のナイター照明設備改修(LED化)は維持管理事業であり、建設事業には当たらない。

- ・ 倉敷市における LED 化事業は協定を理由に、管理運営事業として負担金を求めている。
- ・ 国は直轄の道路事業において、同じ内容の事業については維持管理事業と整理し、地方負担を求めている。
- ・ 平成 2 2 年の石井前知事の議会答弁『維持管理にかかる市町村負担金は全廃』に反する。

(2) 岡山県はLED化事業は建設事業であると主張されるが、仮に建設事業だとしても岡山市には特別の受益はないことから、地方財政法に基づく負担金請求はできない。一般的利益は、法律上の受益には含まれない。

(3) なお、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例も不適切である。39都道府県は個別協議または負担なしであり、一律に50%の負担を求める岡山県は突出して高額である。また、市町村の承諾を得ず請求しているのは岡山県のみである。

2. 都市計画事業に係る令和8年度建設事業費市町村負担金を請求することは、令和4年12月の合意違反である。

(1) 令和4年12月の合意文書により、負担金の見直しについて協議し、今後はその結論に基づいて支払うという約束をしたが、守ろうとされないのは極めて遺憾。

(2) 合意文書の付属文書には、「なお議論に時間を要するものとして引き続き議論を行うこととし、その場合の負担金の取扱いも含め両者が合意した場合には、当該合意も「結論」に該当し得るものである。」と記載されている。あくまでもすべて「両者の合意」が前提となり、協議が継続中だということをもって条例通りとする記載はない。

以上